



発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会
発行人
都 築 融 光
題字
故 内山岩太郎 筆

子育ては誰がするのか、親にその能力があるのかなどの議論が、少子化対策をはじめとする様々の審議会等で議論されたと聞いています。そして『次世代育成支援対策推進法』が施行されました。

子育ては母親がするものだとの説が一般化し、それがプレッシャーとなって、女性の間で、子育ては大変だとか、子どもを生みたくない、などの考えが広まり、少子化傾向が一気に加速したと思われまます。「子どもがうまく育たないのは母親の責任だ」とか「学校が荒れるのは、母親が子育てを一生懸命しないからだ」などと、世間も行政も母親のせいにする上に、国の子育てサポートの施策も世の流れの速さについて行けない現状に、母親はプレッシャーとストレスに押し潰されそうになって、毎日子育てに悩んでいます。気がついたら、大切な我が子を床に落としてしまっていたなどの痛ましい虐待が起きています。では私達を育ててくれた母親は、子育ての達人だったのでしょうか。当時の国の施策には、子育てサポートなどありませんでした。

た。大勢の子どもを抱えた親は、子育てが思うにまかせませんでしたが、地域の人や隣組の友達、それこそ寄つてたかつて面倒を見てくれたものです。当時の母親には厚労省の役人が考える程子育ての力は備わっていませんでした。唯、今の母親と違つたところは、地域の力をうまく活用する術を知っていただけだったのです。私達は学校から帰ると鞆を放り出し、広場や山で、ガキ大将や上級生に混じつてドロドロになつて遊び、そ

子ども・子育て応援プラン

神奈川県保育会相談役 福田英雄

れていて緊張の連続でゆとりがありません。ゆとりが無ければ、子どもの成長を我が喜びとすることはできませんし、子どもを産んでよかつたなという感慨にもひたれません。電車の中で赤ちゃんをあやすおばあちゃんをにらみ、「他人の子によけいな事をしないでよ」とツイと横を向く若い母親に「そんなに肩肘張つちやあ子育てはできないよ」と思わず声を掛けたくありません。目を吊り上げていては、子育てはできません。

の中から、社会のルールや、生命の大切さ、友達の大切さを学びました。夕方「飯だよ」と迎えに来る母親は、安心して、子育ての多くを地域の人にゆだねながら、「飯だよ」の声の中に、子育ての中心は親だよという万感の想いが込められていたのでしょうか。子育てを手伝ってくれた地域への恩返しは、子育てが終つたあと、近隣の子育て中の家庭に手を差し延べたのです。今の母親は、子育ての名人でなければならぬ様に仕向けら

次世代育成支援対策推進法は、父と母を子育ての中心に据え、保育園も幼稚園も学校も会社も町内会も民生委員も、地域ぐるみ総掛かりとなり、それぞれ官民一体で、子育てのサポートをし、次の世代を担う子ども達を育てようという法律です。政府は、母親に子育ての責任を負わせていては少子化に歯止めがかからないと気づいたので、国の子育てのサポートを強化しながら地域社会の力を子育てに活用しようと考えた訳です。

市町村や会社で、次世代育成行動計画を、作成し、それをもとに実施計画(子ども・子育て応援プラン)が作られ、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が交付されます。交付金の説明書には、その使途は、事業計画の範囲であれば、市町村の自由な裁量に任せられ、自主性裁量を尊重した柔軟な執行を可能にするとしてされています。つまり、運営費はきめられた項目毎に使途を指定して補助されますが、交付金は、項目毎に交付されるのでなく、いくつもの項目の合算で交付されますので、市町村の自由な裁量というのが問題なのです。

実施主体は市町村ですので市町村が県経由で申請します。児童福祉審議会をはじめ街づくり計画や各種審議会の間際答申などを、行動計画や子ども子育て応援プランの中に盛り込む努力をして下さい。又、市長や市議会議員の諸先生にこの法律の意義を熱く説き交付金化された延長保育促進事業の交付金が、他の部課に行かぬ様働きかけて下さい。

苦情解決の要・第三者委員と利用者相談

利用者相談室事務局

草 山 充

去る二月十五日に「保育園利用者相談室」の連絡会を開催しました。第三者委員の小林育子委員（田園調布学園大学教授）・箕原実委員（全有夢のオーロラ社代表取締役、神奈川県臨床心理士会顧問）・宮田丈乃委員・鈴木源二委員にご出席いただき、会員も六十名の参加となりました。

小林委員には、利用者の意見・要望への対応を深めるため、最近の事例を取り上げて研究報告をいただき、箕原委員からは「子供のプチカウンスリング」という講演をいただきました。

会員も一〇〇園を超え、相談室への期待が高まっております。昨年末までの一年間に、保護者等からの意見・要望などで第三者委員に報告があつ

たものを集計し、苦情概要として会員にお知らせします。

また、要綱の一部変更を行い脱会等に関する規定を設けました。

平成十二年九月に制度化された苦情解決ですが、十分に機能していない保育園もあるうかと思えますので、振り返ってチェックポイントを概説します。

- ① 苦情受付体制を利用者に公表する（常時目に触れるようになっていくか）
- ② 意見・要望をきちんと受け止め、記録する
- ③ 対応を検討（場合によっては第三者委員を含めて）し、そのプロセスを記録する
- ④ （解決に到らなくても）結果を公表する

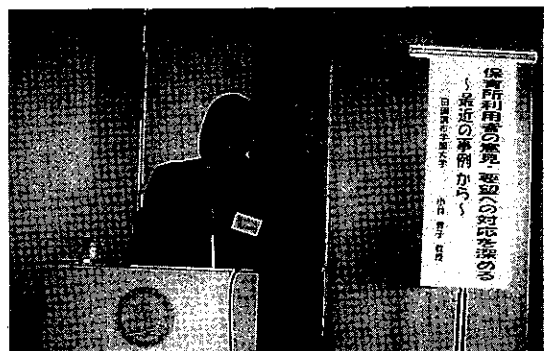
⑤ 意見・要望の内容は第三者委員に報告する
ライバシー保護の体制の六点です。

これらの要件を満たす苦情解決制度は、第三者評価の受審とともに会計の弾力運用の適用要件になっていることや、神奈川県では第三者委員は必置という行政の姿勢などは銘記しておくべきでしょう。

ところで、利用者相談室の事業の本体は第三者委員としての立場です。現在では四名の第三者委員が利用者の意見・要望に対して助言や相談にのったり、会員園からの相談に応じています。また、会員園の苦情解決機能を高めるために研修の機会を作っています。例えば、プライバシー

に配慮しながら、利用者の意見・要望に対しどのように解決していくか会員相互が情報を提供し合い研修する機会をつくるのか、第三者委員のスーパーバイズにより会員の抱える事例を研究するとか、講師を招請して必要な研修を実施するなどです。更に、会員に対して県内の苦情の状況を、その他の苦情解決に関する情報を提供することも大きな役割です。

利用者相談室を利用する際に忘れてはならないことは、第三者委員は、まず子ども福祉とその最善の利益を考えて相談・助言をするということです。また、会員園も、自園の有利に事を運んで貰うなど直接的な利益を求めるのではなく、あくまでも乳幼児の最善の利益が図られる事を目的とし、そのことに伴って保育園の質の向上が図られるという公共の観点から利用者相談室に加入しているということ。こうした第三者委員設置制度の公共性・公平性が



保証されるからこそ、その公的意義が認められるのであり、第三者委員を中心とした利用者相談室の客観性・専門性が高まれば、そこから得られるもの（会員園の質の向上）が増すということになります。規制の緩和と利用者主権や利用者満足あるいはサービスの質の向上を機軸に保育制度が展開されている今、苦情解決制度がただあればよいという時代は終わり、それが利用者の満足とサービスの質の向上に向けてどのように機能しているかに関心が移っていることへの自覚が必要です。

平成十六年度

保育専門講座 II

「保育専門講座II」が平成

十六年十一月二十五日(木)行われました。今までは、経験年数により研修会を分けて開催していましたが、保育士が国家資格化されたことを受けて、今年度は、どの経験年数でも参加できるようにし、専門性を高める為の研修を計画しました。

午前の研修では、「よりよい保育所づくりを目指して」―利用者から見た保育園―というテーマで普光院亜紀氏のお話がありました。

「長時間の保育をお願いしている親もそれでいいとは思っていない。しかし、仕事をしていくにはしょうがない。お風呂や食事を一緒にするなどして、子どもと向かい合う時間はとっている。いつもぎりぎり頑張っているのだから、『もう少し早くお迎えを』などと言って欲しくない。」

親の要望として「①親はもっと保育園の事を知りたいと思っている。②保育士と仲良くしていきたい。③子どもをしっかりと見て欲しい(褒めて欲しい)」という点が上げられました。

検討して欲しいという具体的な例として、「噛み付きを親に知らせるかの問題」をあげられました。噛まれた子どもは親だけではなく、噛んでしまった子どもの親に知らせるか否か?ということでした。

最近の特徴としては、自分の子どもが噛んでしまった場合は、知らせて欲しいという意見を持つ親が多いようです。

午後の講演は、「よりよい保育所づくりを目指して」―保育園の自己点検と第三者評価の考え方― 講師は宮原保育園園長・ISO審査員 白河健一氏でした。宮原保育園は、第三者評価を受けると

もにISO9001をすでに取得されていて、それらの経験を基にした保育園の質の向上に繋がる具体的なお話をされました。

よりよい保育所づくりの基本は、「P(プラン)→D(ドゥ)→C(チェック)→A(アクト)の繰り返しにより、常に見返り反省点を生かして向上していく事」だと強調されていました。

また、講演の中で、パワーポイントと録音テープによる宮原保育園の活動を紹介されました。

その中で、特に研究されている点を二点あげます。

一点目は、「三歳未満児の体温管理について」です。三歳未満児の体温を登園時と昼寝後に検温、記録します。季節や時間帯も考慮した上でそれぞれの平均値を割り出し、それを基に注意が必要な状態(レッドライン)を検出します。レッドラインになったら三十分毎の検温と水分補給をします。

二点目は、「幼児の有酸素

性作業能力の研究」です。こちらには、世界幼児教育機構にて研究発表されたそうです。

この研究を基にして乳児は毎日体操をし、三歳以上児はマラソンを行っています。

その他にも、保育園の備品がどこにどのくらいあるか、部屋番号や棚番号をつけて管理するロケーションシステム、の導入や環境保護教育の導入など、興味深い内容でした。

保育の現場での一つひとつが全てマニュアル化され、保育目標に対してもチェックするだけで、一年の保育目標

の到達度がわかるようになっており、より保育を把握しやすくなったそうです。

よくマニュアルに頼ってしまうと、臨機応変な対応ができなくなるといいますが、マニュアル通りにすらできない人と白河氏は、おっしゃっていました。

最後に、「保育には①科学②技術③技能が必要です。経験による『カン・コツ』を中心とした保育技能の伝承は難しくなっています。その時代の条件に応じて独自の創意工夫を加えて受け継いでいけるよう、今までの暗黙の了解を先ず形式知に置き換える活動いわゆる「保育技術」によるイノベーションの展開が望まれます。

第三者評価も受ける側から選ぶことができるので、どの点を見てもらえるのか、よく検討してください。」とお話がありました。

午前・午後講演とも内容の濃いお話でしたので、参加された皆さんも検討課題を見つけられた事でしょう。



第48回 全国保育研究大会



ともに育む子どもの笑顔

— 変革の時代の保育を考える —

群馬県 前橋市 伊香保町

平成16年11月10日(水)~12日(金)

第四十八回全国保育研究大会が、平成十六年十一月十日~十二日にかけての三日間群馬県前橋市および伊香保町を会場に開催されました。

今大会のテーマは「ともに育む子どもの笑顔―変革の時代の保育を考える―」として、全国から約千五百人の保育所関係者が参加されました。

昨今、我が国における少子化の進行は、本年六月に合計特殊出生率が一・二九と発表されるなどますます深刻な状況となっております。この流れを変えるために国を挙げた少子化社会への対応が進められています。中でも次世代育成支援は重要な政策課題と位置づけられ、その中核的な役割を担う保育所の役割への期待が高まっています。

今後の次世代育成支援施策の基本理念として「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成、自立支援」が掲げられ、新たな『次世代育成支援システム』の議論が必要かと思えます。

私たち保育所関係者は、こ

うした社会的な情勢を敏感に感じ取りながら保育所を利用して子育て支援を必要としている地域の子どもとその保護者の全ての「児童・家庭福祉」積極的増進を図る視点から、今後の保育所の果たしていく役割を明らかにしていく必要があると思います。

本研究大会では、これからの保育所の社会的な意義と役割について議論を行うとともに、保育所への安心感・信頼感を高め、また、保育の質を高めていく方法についての研究を行うとともに、シンポジウムをおして保育所が取り組むべき『総合施設』についても学んで来しました。大会初日は、桐生八木節連絡協議会により八木節が始まりました。

開会式では群馬県保育協会会長長谷川昭雄氏による開会挨拶に続き、今大会実行委員の上原智子氏が児童憲章を朗読され、主催者として全国保育協議会会長佐藤信治氏、全国社会福祉協議会常務理事松

尾武昌氏の挨拶がありました。続いて、日頃の保育事業にご尽力された方々への表彰式が行われ、本県からは全国保育協議会会長表彰に六名の功績が称えられました。

続いて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課によりまず行政説明が行われ、続いて全国保育協議会会長佐藤信治氏より「保育をめぐる動向と全保協の取り組み」と題し、私たち保育者の進むべき方向性のヒントとなるお話がありました。その後、休憩を挟み、評論家で作家の依藤子美術館館長依藤子氏を招いて『今日が一番若い』を題としてご自身の生い立ちを面白楽しくお話がありました。

大会二日目は、会場を前日の群馬アリーナから伊香保温泉の各ホテルに移し、六つの分科会と二つの特別分科会（フリー発表）が行われました。本県からは、富田英雄氏、河島末江子氏が、司会者として特別分科会B会場の発表者に横須賀追浜保育園阪本尚恵氏、横須賀上町保育園酒井紀

子氏兩名による「横須賀市公立保育園が取り組んでいる子育て支援と次世代育成支援施策」をテーマに研究発表がされました。各会場とも実りある時間を過ごし、熱心な発表・討議が行われました。

最終日は、昨年度より導入されました新しい研修法『講義プログラム』として七つの会場に分かれ、各テーマに沿って講師と会場の参加者が一緒に白熱した討議がされました。その後、各会場ごとに有意義に過ごした三日間を振り返りながら参加者一同我が園への家路につき群馬の地を後にしました。



個人情報保護の適正な取扱いのために

国では、平成一五年五月三〇日に「個人情報の保護に関する法律」を公布しています。
(平成一七年四月一日施行)

この法律では、五〇〇以上の個人情報をもつ事業者を「個人情報取扱事業者」とし、様々な義務を課しています。

五〇〇を越えない個人情報を取り扱う事業者は、法律の義務を負いませんが、個人情報保護の重要性から法律に準じた取り組みが望まれ、厚生労働省は「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を作りました。

また、児童福祉法において、保育士の守秘義務が規定されています(一八条の二二)が、今後、保育所利用者等からも保育所に対し「ガイドラインの遵守」について問われることも想定されます。保育所への信頼感を高めるためにも職

員一人ひとりが理解し、取り組むことが望まれます。

個人情報取扱事業者には、次の義務が定められています。

■ 個人情報を利用する目的を明確にすること(法第一五条)

・ 個人情報を取り扱うときは、利用目的をできる限り明確にしてください。

・ 決められた利用目的以外に個人情報を利用することはできません。

■ 個人情報の適正な取得と利用目的を本人に明らかにすること(法第一七、一八条)

・ 偽りその他不正な手段によつて個人情報を取得してはいけません。

・ 個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表してください。また、本人から直接書面(電磁的方式を含む)で個人情報を取得する

ときは、あらかじめ本人に利用目的を明らかにしてください。

■ 個人情報を正確な内容にしておくこと(法第一九条)

・ 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めてください。

■ 個人情報を安全に管理すること(法第二〇、二二条)

・ 個人データの漏えいや滅失を防ぐため必要かつ適切な安全管理措置を講じてください。

・ 安全に個人データを管理するために従業者に対し必要かつ適切な監督を行ってください。

・ 個人データの取扱いを他の事業者に委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行ってください。

■ 第三者に個人情報を提供しないこと(法第三二条)

・ あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者

などの第三者に個人データを提供してはいけません。

・ ただし、一定の条件に合致する場合は、本人の同意を得ずに第三者に提供することができま

す

■ 開示・訂正・利用停止等を行うこと(法第二五、二七条)

・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要手続き、苦情の申出先等について本人に分かるようしてください。

・ 本人からの求めに応じ、遅滞なく保有個人データを開示していただきます。

・ 保有個人データの内容に誤りのあるときは、本人からの求めに応じて、訂正、追加、削除を行ってください。

・ 保有個人データを不適正に取り扱っていると

きは、本人からの求めに応じて必要な限度で、利用の停止、消去を行って

ください。

■ 苦情の処理を行うこと(法第三二条)

・ 本人から苦情などの申出があつた場合は、適切かつ迅速な処理に努めてください。

・ 本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理の手順を決めるなどの必要な体制を整備してください。

(注)

「個人情報」とは、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報。利用者の家族、施設の職員、ボランティア等の個人情報も対象です。

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報。

「保有個人データ」とは、個人データのうち開示等の権限を有し、六ヶ月以上にわたつて保有する個人データ。

- ・ 食事前の献立の説明
- ・ 行事食の取り入れ
- ・ 栄養の話
- ・ 給食室の見学ツアー
- ・ 野菜を使つての造形
- ・ 子どもに話す食育

6. 自園の「給食(食事)」で、誇りに思っていること、あるいは特徴としていることは何ですか。(複数回答可)

1	食事・おやつは園で手作り	109	96%
2	園で収穫した野菜を使用する	66	58%
3	バイキングスタイルを取り入れる	59	52%
4	行事食を取り入れる	99	87%
5	郷土食を取り入れる	29	25%
6	ランチルームでの食事	12	11%
7	その他	6	5%
計		380	—

- その他
- ・ 園庭で花見
 - ・ クッキング保育
 - ・ もちつき
 - ・ どんど焼き
 - ・ 残食なし
 - ・ 二回食
 - ・ アレルギー食
 - ・ 宗教食
 - ・ 地域を交えた園行事(バザー等)
 - ・ テーマを決めたケーキ作り(バースデー)
 - ・ 防災食
 - ・ 幼児のトレイ使用
 - ・ 親と地域とで楽しみながらの食事

7. 現在、給食(食事)で困っていることはありますか。(複数回答可)

1	食物アレルギーへの対応	53	46%
2	延長保育での食事提供	5	4%
3	鉄分の目標値	44	39%
4	家庭との関連性	41	36%
5	調理室などの設備の問題	34	30%
6	離乳食への対応	33	29%
7	その他	1	1%
計		211	—

- その他
- ・ 保育士との関わり方がむずかしい

8. 現在、「家庭や地域に向けて」行っていることはありますか。(複数回答可)

1	試食会(親子会食)	67	59%
2	保護者向け講演会(栄養士・講師等による)	11	10%
3	献立表やレシピの配布	104	91%
4	収穫した作物の家庭への配布	44	39%
5	栄養相談	27	24%
6	地域の食のグループと連携(婦人会・食生活改善グループなど)	14	12%
7	その他	13	11%
計		280	—

- その他
- ・ 掲示物
 - ・ サンプル展示
 - ・ シルバーランチ(地域のお年寄り)
 - ・ 地域との交流(親子教室)
 - ・ 幼老交流
 - ・ 給食日より
 - ・ 親子クッキング

9. その他ございましたら、ご自由にお書きください。

- ・ 保育園を通じての食育、食育そのものをまだ理解しきれていないが、今後理解を深めるとともに、子どもが食べることへの楽しみを職員と一緒にしていければ良いと思います。(調理員)

調理員研修会参加者による

食育アンケートの調査報告

給食問題研究委員会

1月28日(金)に実施しました県保育会主催の調理員研修会で、参加者114名から「食育」についてのアンケートにご回答をいただきました。

この調査結果を参考に、各保育園の課題をみつけ、子ども・家庭・地域の食育活動を展開していただきたいと思います。また、当委員会も調査・研究を行いながら、食育活動を推進したいと考えています。

1. あなたの園の調理形態についてお答えください。

1	自園調理	111	97%
2	外部委託	2	2%
3	一部外部委託	1	1%
計		114	100%

* 外部委託とは、自園の調理室を使って委託会社から派遣された調理員が食事を作り提供すること

2. 外部委託についてお答えください。

1	すでに実施している	3	3%
2	条件が合えば実施してもよいと思う	7	6%
3	実施する気はない	78	68%
4	無回答	26	23%
計		114	100%

3. 外部委託で考えられるよい点は何ですか。(複数回答可)

1	人事管理が楽である	40	35%
2	経費の削減ができる	44	39%
3	衛生管理がよい	10	9%
4	献立・栄養管理がよい	10	9%
5	その他	5	4%
計		109	—

4. 外部委託で気になる点は何ですか。(複数回答可)

1	こどもの生活と発達が理解しにくい	60	53%
2	きめ細かい対応が難しい	80	70%
3	職員・園児とのコミュニケーションがとりにくい	75	66%
4	献立・調理・食材・カロリー数などへの不安	22	19%
5	衛生・安全管理が見えにくい	47	41%
6	食育ができにくい	61	54%
7	その他	1	1%
計		346	—

・ 知らない人が園内に入り、調理することで手作りが少なくなる気がする。

5. 「食育」に関して自園で取り組んでいることは何ですか。(複数回答可)

1	食育年間計画&ねらいの作成	35	31%
2	農園活動	66	58%
3	楽しい食事の環境設定	61	54%
4	クッキング保育・親子クッキング	81	71%
5	園内研修の実施	29	25%
6	栄養士(調理員)が子どもと一緒に食事する	71	62%
7	その他	7	6%
計		350	—

保育の日前夜祭

「保育の日前夜祭」が十二月三日、横浜エクセルホテル東急で開催されました。

今年度の受賞者は県保育賞四名、叙勲二名、厚生労働大臣表彰四名の併せて十名の皆様です。奥山県児童福祉課長代理、小川保育の日運営委員会委員長、平本県社会福祉

協議会事務局長、富米野ゆりの会長、府川県保育士会会長他、多数の来賓及びお祝いにつけられた方々総勢百三十一名の参加のもとに、前夜祭の幕開けとなりました。

都築保育会会長の主催者あいさつに始まり、各受賞者への花束贈呈により会場も華やいだ雰囲気となり、また、来賓の皆様方からご祝辞を頂戴いたしました。

お祝いの言葉の中には「次世代育成支援」「待機児対策」「保育サービスの充実」「民間保育所運営費」など、現在保育所が抱えている問題が述べられ、子どもたちの幸せを守るために私たち保育士のみならず、さまざまな関係機関と連携を取り、これらの問題を解消していかなければならないことに、身の締まる思いでした。



神奈川県保育会

前会長で現在相談役でおられます富田先生の乾杯でいっしょに会場は盛り上がり、美味しいお食事を頂きながらの情報交換を交えての楽しい雰囲気の中、明日へ向けての前夜祭は閉会となりました。

今年度のアトラクションとして、日本童謡協会会員の田村せつこ先生による歌唱で、シャンソンから歌謡曲、童謡までと楽しい一時を過ごすことができました。

編集後記

園庭のあちらこちらで若芽が見られるようになり春がすぐそこまで近づいてきているように思えます。

早いもので県保育会の活動も諸先輩方のご指導により一年がすぎました。

広報委員の活動といたしましても保育かながわの発行、県保育会ホームページの管理・運営に携わってきました。

保育かながわにつきましては各種研修会の報告を中心に発行をしてまいりました。

県保育会ホームページにつきましては、会員の皆様がパソコン等インターネット環境を利用しての情報交換の場所として、また、行政等の情報をタイムリーに発信して行けるようにたたいま委託業者と企画検討中ですのでいましばらくお待ちください。

一年間ありがとうございました。新年度におきましても皆様のご指導をよろしくお願いいたします。



「保育の日前夜祭」が十二月三日、横浜エクセルホテル東急で開催されました。

今年度の受賞者は県保育賞四名、叙勲二名、厚生労働大臣表彰四名の併せて十名の皆様です。

園庭のあちらこちらで若芽が見られるようになり春がすぐそこまで近づいてきているように思えます。



※ 昭和63年(1988年)から
保育園様に納品中
少量添加物の食品を
選択してお届け

(有)カジュケマ

〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野2丁目3-10
電話 0466-82-6401 FAX 0466-82-1278
卵・等除去お菓子・防災用品・調理器具・取扱い

